大 阪 回 生 病 院

入 院 の し お り

快適な入院生活を送っていただくために

入院時にご一読ください

株式会社
互恵会 大阪回生病院
Gokeikai Osaka Kaisei Hospital

いつでも、誰にでも、最良の医療を。

病院概要

名　称： 株式会社互恵会　大阪回生病院
病床数： 300 床
急性期病棟　194 床
回復期リハビリテーション病棟　106 床
診療科： 呼吸器外科　外科　整形外科　脳神経外科　形成外科　泌尿器科
消化器内科　循環器内科　呼吸器内科　脳神経内科　糖尿病内分泌内科
眼科　耳鼻咽喉科・頭頚部外科　歯科口腔外科　皮膚科　精神科
放射線科　リハビリテーション科　病理診断科　麻酔科

回復期リハビリテーション病棟

脳血管疾患や大腿骨骨折などを発症した患者さまに対して日常生活動作能力の向上と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行う病棟です。

入院対象	入院上限日数
脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症または手術後、義肢装着訓練を要する状態	150 日
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の脊髄損傷、頭部外傷を含む多部位外傷の発症または手術後	180 日
大腿骨、骨盤、脊髄、股関節または膝関節、2肢以上の多発骨折の発症または手術後	90 日
外科手術、または肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後または発症後	90 日
大腿骨、骨盤、脊髄、股関節または膝関節の神経、筋または靭帯損傷後	60 日
股関節又は膝関節の置換術後の状態	90 日
急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態	90 日

みなさまに関わる当院スタッフ

医　師

入院中の全身状態の管理、リハビリテーション治療の処方等を行います。

看護師

日常の看護と供に、療法士と連携して日常生活動作のサポートや練習、医師の診察の補助を行います。

介護福祉士・介護士

看護師と連携して入院中の患者さまの日常の介護を行い患者さまの自立をサポートします。

理学療法士

起き上がる・立つ・歩くなどの動作ができるように運動機能のリハビリテーションを行います。

作業療法士

日常生活に必要な動作の練習、上肢の機能練習を行います。また退院後の生活を想定した改修プランを提案します。

言語聴覚士

言語の障害や摂食・嚥下障害のリハビリテーションを行います。

放射線技師

医師の指示を受け、X 線撮影などを行います。

薬剤師

医師から処方されたお薬の管理を行います。また、必要に応じてお薬についての相談もお受けします。

管理栄養士

入院中の患者さまの栄養管理・栄養指導などを行います。また、退院後の食事についての相談もお受けします。

歯科衛生士

入院中の口腔内を健康的に保つための口腔ケア、言語聴覚士や看護師と連携して嚥下障害リハビリテーションを行います。

社会福祉士

病気や障害による生活面のご相談に応じます。介護保険や様々な医療福祉制度や社会資源を活用できるよう支援します。

事務員

入院費の請求、診断書などの各種書類の受付など、入退院における事務手続きを行います。

入院手続に必要な書類等

チェックリスト

- [ ] マイナンバーカードおよび資格確認書
(社会保険・国民健康保険・高齢者受給者証・後期高齢者受給者証・介護保険証)
- [ ] 診察券
- [ ] 医療費受給者証（福祉医療・特定疾患・原爆等）
- [ ] 各種手帳（身体障害者手帳・精神障害者手帳）
- [ ] 入院申込書兼誓約書・・・・・・・・・
- [ ] 家屋状況についての調査票
- [ ] 服用中のお薬　おくすり手帳
- [ ] ペースメーカー等の体内機器に関する手帳（体内機器を挿入されている方のみ）

▶ 保険証が変更になった場合は、すみやかに変更された「保険証（原本）」を1階受付へお持ち下さい。

▶ 保険請求関連に使用する目的で、保険証（公費含む）コピーをいただきます。

生計を別とされている方の連帯保証人が必要となります。「代理人」は入院中の連絡窓口になっていただける方でお願いします。

▶ あらかじめご記入ください。

入院生活に必要なもの

●パジャマ	３着程度	●コップ	割れないもの 持ち手つき２個
●バスタオル	1回の入浴で２～３枚使用	●箸・スプーン	必要な方のみ 当院でもご用意可能
●フェイスタオル	１回の入浴で２枚使用	●シャンプー・リンス	必要な方のみ 当院でもご用意可能
●日中着		●BOXティッシュ	
●下着・肌着	介助が必要な方は前開きの肌着	●食事用エプロン	必要な方のみ
●靴下		●洗濯洗剤	コインランドリーを使用する場合は必要
●歯ブラシ・歯磨き粉			
○くつ	かかとを覆い、脱ぎ履きしやすいもの スリッパ不可	○電気シェーバー（充電器）	必要な方のみ カミソリは不可
○義歯・ケース	必要な方のみ	○義歯洗浄剤・安定剤	必要な方のみ

●黒丸（●）のものはリース（有料）のご利用ができます。
●衣類、肌着については、着脱しやすいもの、季節ごとの衣替えをお願いたします。
●荷物は必要最低限の物をお持ちいただき、すべてのものに必ずお名前をご記入ください。
●その他持ち込み物品については病棟に相談の上、ご持参ください。
●持込物品に関して、万が一損傷が生じてもその責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。

入院生活について

食 事	**朝食** 7：45　**昼食** 12：00　**夕食** 18：00 以降 食事制限をしている患者さまもおられますので、食物の持ち込みはご遠慮ください。 どうしても持ち込みたい場合は、事前に医師または看護師にご相談ください。
入 浴	**入浴日** **週2回（曜日は入院後にお伝えします）** 主治医から、おひとりでの入浴許可が出た患者さまは、 指定された曜日・時間内であればご自由に入浴ができます。
お部屋の変更	患者さまの病状の変化や当院の管理上の都合上、お部屋を変更させていただく場合があります。
電化製品のご利用	備え付け以外の電化製品を持ち込まれて使用される場合は、事前に看護師へご相談ください。 紛失・破損などの責任は負いかねますのでご了承ください。 携帯電話の通話については、各病棟のデイルームでお願いします。
院内設備・備品	設備や備品の破損・紛失などがあった場合は、実費を請求する場合がありますのでご了承ください。
面会	**面会時間** **原 則　14：00～18：00までとなっております。（全日）** ● 発熱、嘔吐、下痢などの症状がある場合、面会はご遠慮ください。 ● 中学生（12歳）以上の方のみ。 ● インフルエンザ、感染性胃腸炎の流行期、新型コロナウイルスの発生状況によっては面会を制限させていただくことがあります。
消灯	**消灯時間** 22：00 緊急時を除いて消灯後の電話はご遠慮ください。
貴重品管理	貴重品は、お持ちにならないようお願いします。（原則、病院でお預かりできません。） ● 床頭台にセキュリティボックスはございますが、盗難、紛失などの責任は負いかねますのでご了承ください。 自己での管理をお願いします。
入院中の他院への受診	● 当院主治医の判断により他の医療機関の診察が必要と認められた場合のみ受診ができます。 その際、当院医師の紹介状（診療情報提供書）を作成し、当院が受診の手続きを行います。 他の医療機関から定期受診の指示があった場合も、当院主治医へご相談ください。 ● 主治医の許可を得ずに、他の医療機関を受診された場合、医療費が実費（保険外）になることがありますので、ご注意ください。 ● 外出、外泊中に他の医療機関を受診される場合でも、入院中の扱いとなります。またご家族のみの受診（薬のみなど）も同様となりますのでご注意ください。
各種証明書 診 断 書	2階の4番文書係にてお申込みください。 作成には2週間程度を要しますのでお急ぎの方は早めにお申し込みください。 書類の内容によっては、ご記入できないものもや、時間を要するものがございますのであらかじめご了承ください。 **受付窓口の対応時間** **9:00～17:00(土日祝日･年末年始お休み)**
禁止条項	① 飲酒及び酒類(ノンアルコール含む)の持ち込み ② 喫煙(電子タバコ含む)及びタバコ類の持ち込み **（敷地内は全面禁煙です）** ③ 病院内での撮影や録音 ④ セールス・勧誘活動 ⑤ 器物破損 ⑥ 火気、その他危険物の持ち込み ⑦ 医師の許可がない無断外出・無断外泊 ⑧患者さま、ご家族、病院職員等への大声、暴力、暴言、威嚇行為、性的嫌がらせがらせなどの迷惑行為

入院費のお支払い

請求書　**入院費のご請求は月末締めの翌月 15日前後とさせていただきます。**

● 15日が土・日・祝の場合は翌平日に発行します。

支払期限

▶ **ご入院中のお支払い**　**毎月 15 日～ 25 日**

・当院２階、３番支払い窓口でのお支払いとなります。
・入院費についてのお問い合わせは、２階５番窓口までお願いします。
・クレジットカードでのお支払いも可能です。（VISA　Master　JCBなど各種取扱い）
・デビットカード支払いも可能です。

▶ **退院時のお支払い**　**退院当日にお支払いいただきます**

・退院当日にお支払いいただきます（難しい場合は事前にご相談ください）
・事前に概算金額をお知りになりたい場合は、２階５番窓口までお問い合わせください。

診療記録の開示

お申出があれば、入院中の身体の状態、検査の結果、治療の内容等を記録したものを開示いたします。
２階「４番文書係」までお申出ください。
▶ **受付窓口対応時間**　９：00 ～ 17：00（土日祝日・年末年始お休み）

入院費について

【高額療養費制度について】

高額療養費制度とは、医療機関や薬局で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額の支給を受けることができる制度です。所定の窓口で「限度額適用認定証」の発行を申請し、病院の窓口に提示することで制度を利用することができます。制度の概要は以下のとおりです。なお、マイナンバーカードがある場合は認定証は不要です。

<70歳未満の方>

	所得区分（適用区分）	ひと月の上限額	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
①（ア）	年収 約 **1,160** 万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得(※１）901万円以上	**270,300** 円 ＋（医療費-901,000円）×1%	**140,100** 円	**550** 円
②（イ）	年収 約 **770** 万円～ **1,160**万円 健保：標準報酬月額 53万円～79万円未満 国保：年間所得 600万円～901万円以下	**179,100** 円 ＋（医療費-597,000円）×1%	**93,000** 円	**550** 円
③（ウ）	年収 約 **370** 万円～ **770**万円 健保：標準報酬月額 28万円～50万円未満 国保：年間所得 210万円～600万円以下	**85,800** 円 ＋（医療費-286,000円）×1%	**44,400** 円	**550** 円
④（エ）	年収 約 **370** 万円以下 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：年間所得 210万円以下	**61,500** 円	**44,400** 円	**550** 円
⑤（オ）	**住民税非課税**	**36,900** 円	**24,600** 円	**270**円（～**90**日） **220**円（**91**日～）

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

※２ 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

※３ 難病患者、小児特定疾患の方（住民税非課税除く）の食事代は330円になります。

<70歳以上の方>

70歳～74歳の方は「高齢受給者証」を、75歳以上の方は「後期高齢者医療受給者証」をご提示いただくだけで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

また住民税非課税世帯の方には申請することで「限度額適用・標準負担額減額認定証」（区分I・区分II）が発行され、支払額がさらに減額されます。

	所得区分（適用区分）	ひと月の上限額（世帯ごと※3）	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
現役並み	年収 約 **1,160** 万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保 後期：課税所得690万円以上	**270,300** 円 ＋（医療費-901,000円）×1%	**140,100** 円	**550** 円
現役並み	年収 約 **770** 万円～ **1,160**万円 健保：標準報酬月額 53万円～79万円未満 国保 後期：課税所得380万円以上690万円未満	**179,100** 円 ＋（医療費-597,000円）×1%	**93,000** 円	**550** 円
現役並み	年収 約 **370** 万円～ **770**万円 健保：標準報酬月額 28万円～50万円未満 国保 後期：課税所得145万円以上380万円未満	**85,800** 円 ＋（医療費-286,000円）×1%	**44,400** 円	**550** 円
一般	年収 約 **370**万円以下 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保 後期：課税所得145万円未満	**61,500** 円	**44,400** 円	**550** 円
低所得者	**Ⅱ住民税非課税**	**25,700** 円	-	**270**円（～**90**日） **220**円（**91**日～）
低所得者	**Ⅰ住民税非課税** （年金収入80万円以下など）	**15,700** 円	-	**130** 円

※3　同じ世帯で同じ保険者に属する者

<申請窓口は健康保険以外の方はお住まいの市町村の役所、健康保険の方はお勤めの会社、若しくは保険者になります>

その他の医療費助成制度（重度障がい者医療費助成等）を利用できる方は、さらに窓口負担が軽減されます。
詳細は担当の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

＊労災・交通事故の場合

労災・交通事故での診療につきましては、受付の際に必ずお申し出ください。

＊医療費控除

医療費は税金控除の対象になります。領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

ご理解いただきたい事（ご家族などへ）

入院期間について

疾患別で入院の上限日数が診療報酬上決められていますが（1ページ参照）これは、「必ずこの日数を保証する」というものではありません。患者さまの病状を踏まえた上でリハビリテーションの目標を立て、その目標を達成するまでの期間が、当院での入院期間となります。その期間については、医師が専門的に判断し、患者さま、代理人さまにお話しさせていただきます。

入院中の注意事項

- リハビリテーションを行う上で、患者さまの「意欲」というものは非常に重要です。入院生活は思っている以上にストレスがかかるものです。患者さまが精神的にも落ち着いて「意欲」を持ってリハビリテーションに励んでいただけるよう、出来る範囲で面会にお越しください。
- 回復期リハビリテーション病棟では、ご自身でできることは行っていただきます。その為、転倒・転落の可能性はゼロではありません。できるだけそのようなことがないように努めますが、ご自身でできることを行っていただくことは、リハビリテーションを進める上で重要なことですのでご了承ください。
- 当院入院中に万が一お体の状態が急変した場合、対応不可の場合は近隣の病院へ転院していただきます。転院先は、患者さまのお体の状態、先方の受け入れ状況によって異なりますのでご了承ください。尚、転院の際はご家族の付添いをお願いします。

退院について

- 退院許可、退院時期については主治医との相談の上決定となります。
- 詳細な日時については、担当医療ソーシャルワーカーとご相談ください。

原則として平日の午前10時までに、ご退院をお願いします。

退院当日

お持ちいただくもの

退院時精算金
- 退院当日にお支払いいただきます。
- 事前に概算金額をお知りになりたい場合は、２階　　窓口までお問い合わせください。

退院手続き

①スタッフステーションにお寄りください　▶かかりつけ医・ケアマネージャー宛の「情報提供書など」をお渡しします。

②2階　　窓口にお寄りください　▶退院証明書をお渡しします。

職員への心づけはご遠慮くださいますようお願いいたします。

退院基準

- **当院入院中におけるリハビリテーションのゴール（目標）を達成したとき**
- **全身状態より、リハビリテーションの継続が難しいと医師が判断した場合**

以下の行為があった場合は、ご退院していただきます

・医師及び医療従事者の指示及び院内の規則を守れない場合
・リハビリテーションや治療、看護ケアに対する拒否が続く場合
・入院費の未納や滞納があり、当院が定まる期間内にお支払いただけない場合
・当院敷地内における飲酒や喫煙をされた場合
・他入院患者さま、ご家族、来客、病院関係者などに迷惑を及ぼしたり、当院の業務に支障をきたした場合
（ペイシェントハラスメントにあたる行為、占拠、無断離院、など）

患者さまの権利と責務について

当院は、「安全・安心・思いやり」に基づく医療を提供するよう、日々努力しております。
患者さまには下記のような権利と責務がありあますので、最善な医療を円滑に受けるために、ご協力をお願い申し上げます。

患者さまの権利

1. 個人の人格や価値観が尊重され、尊厳が守られます。
2. 良質かつ適切な医療を受ける権利があります。
3. 自分自身の病状や治療に関して十分な情報提供を受け、 自己の意思で治療法を選択、決定する権利があります。
4. プライバシーが守られ、個人情報が保護されます。
5. 医療の内容を知るために、診療録の開示を求める権利があります。
6. 他施設の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。

患者さまの責務について

1. 安全で適切な医療をお受けになるために、患者さまはご自分の健康病状に関する情報を医師をはじめ病院職員にできる限り正確に提供する義務があります。
2. すべての患者さんが適切な医療を受けられるよう、病院内では当院の規則および公共の場のルールを守ってください。他の方々の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮をお願いします。もし、当院職員や他の患者さんへの迷惑行為、暴力・暴言・脅迫等、人権を侵す行為がみられた場合には、警察に通報することがあります。
3. 安全で優しい医療環境を維持するために、患者さまには医療に関する法律や病院で決めた約束事などをお守りいただく責務があります。
4. 医療費の支払い請求を受けたときには、速やかにお支払いをお願いします。

当院では、患者さまの安全をお守りすることを第一に診療を行っておりますが、他の患者さまや病院職員に対して迷惑行為があった場合には、医療の提供をお断りすることがあります。

病院アクセス

- JR新大阪駅　　徒歩５分
- 大阪メトロ新大阪駅　徒歩３分

▼病院 WEB サイト

〒532-0006　大阪府大阪市淀川区宮原1-6-10

TEL **06-6393-6234**（代表）